

戦前の「行旅病者救護所」

金川 英雄^{1,2)}, 堀 みゆき²⁾¹⁾東京武蔵野病院, ²⁾帝京平成大学

「(略) 万一この者何方にても病死と仕り候とも、この方へ御届けに及ばず、御所の御役人中の御慈悲を以て御取り置き下されたく願ひ上げ奉り候。よって寺往来一札件の如し。天保十五甲辰二月日 出羽本庄領 禅曹洞宗 正乗寺 印(略)」伊勢参宮参拝をする男性に出した往来手形の一部である(金森敦子著「関所抜け江戸の女たちの冒険」2001年23~24頁)。それほど交通の不便な時代、生き倒れ、行方不明者は多かった。

また身体疾病の他、自らの氏名を名乗れない認知症、精神障害者の対応にも周囲は困った。式亭三馬の「浮世床」に女性シャーマン、歩き巫女が出てくる。甚太の爺さんが行方不明、神隠しにあったが、山で天狗の修行をしているので心配するなど口伝えに話す場面がある。江戸時代は発見場所の町や村で保護するのが不文律だったらしく、明治になりしだいに成文化されていった。これらの人を「行旅病者」あるいは「行路病者」と言い、保護する場所を「行旅病者救護所」と言った。

呉秀三、榎田五郎『精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的観察(1918年)』(以下実況本と略す)にはその施設が「戊、市区町村長の監護扶養または補助を受けるもの」に載っている。現在も精神科臨床で経験することだが、発病したまま住所氏名を名乗れず「東京太郎」のような仮名を付けて保護する統合失調症例がある。今は精神科病院に入院させるのがふつうだが、当時はこのような精神障害者を救護した場所は、保護室だけの建築構造が多かった。また住所が明らかであっても、家族が監督できない精神障害者も保護した。実況本第93例から98例のようにしっかりとした建物を造った例もあるが、市から委託を受け、あたかも下宿のように保護室を運営していた第100例もある。実況本から一例をあげる。

「第94例 男性、平民、戸主、乾物商。明治10年3月7日生まれ。監護義務者、○市長。

監置の理由と日時、さまよい歩いていたので、明治43年5月21日監置の許可を得て、行旅病者救護所に監置した。病状、現在は寛解状態にあるようだ。管理者の処置、入浴3日目に1回。室外運動も3日目に1回位で、洗たくは1ヶ月数回家族の手で行うという。衛生状態はふつうだ。医療、市の医師の巡回が時々だが、投薬はない。警察官の視察は1ヶ月10回。」

この第93例から第98例は実況本には名前が伏せられているが、全く同じ写真(78頁下段)が呉秀三の『我邦ニ於ケル精神病ニ関スル最近ノ施設』(1912年)に載っている。山梨県の「甲府市行旅病者救護所精神病室」と注釈がつけられている。「精神病室」という名前は当時の文献にたびたび出てきて(例えば陸軍病院精神病室)、資金に余裕のない当時、鍵のかかる保護室だけを造り当座の急性期症状をしのいだようだ。

実況本の緒論には次のように書かれている。

「公立精神病者収容所の大部分は、行路病者収容所内の精神病室で道府県に約15ヶ所を数え、さらに本土外に大邸(演者注:韓国)大連(演者注:中国)の慈恵医院がある。1,2の県では伝染病隔離病棟内に精神病者の収容している所もある。これらの病床数は約200床だ。」

一般に暗いイメージが強いが、古き良き日本を物語る例も載っている。

「第102例、平民、○の長男、魚屋。明治9年8月3日生まれ。資産、最下等。監護義務者、○町長。発病、明治40年5月上旬。監置の日時、明治43年12月5日。診断、統合失調症。(略)内縁の妻○は貧乏を嫌い、2人の子供を捨て(演者注:長女だけ連れて)○市へ逃げた。本人は○市を探し、同市で妻に会ったが、妻は長女も置き捨て再び逃走した。管理者の処置、町役場は被監置者の食料として1日14銭、看護人に1日15銭を与えている。看護人は患者の実母で67歳、監置室の前の借家に住み、被監置者の息子3人を養う。実母の看護は良い(以下略)」